

長崎県登録調査員制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県で実施される統計調査の統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を知事が登録し、円滑な統計調査員の確保及び統計調査員の質の向上を図ることを目的とする。

(統計調査員の候補者の資格)

第2条 統計調査員の候補者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でない者
- (2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴税吏員でない者
- (3) 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官でない者
- (4) 上記に加え、適切に調査事務を行える者。

(登録の実施方法)

第3条 統計調査員希望者は、長崎県登録調査員希望申出書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、インターネット回線を利用した申出の場合、登録することの希望を確認することで提出の代替とする。

2 知事は、前項の規定により提出された申出書（インターネット回線を利用して提出された申出を含む。）の書面審査により、統計調査員の候補者として登録することが適当と認めるときは、長崎県登録調査員名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、登録した旨を統計調査員希望者に通知する。なお、登録により直ちに統計調査員に任命されることを保障するものではない。

3 名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、名簿の記載内容に変更が生じたときは、長崎県登録調査員変更届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された変更届を受理したときは、名簿の更新を行う。

(登録の抹消)

第4条 知事は、登録者が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 統計調査に従事する者として、ふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (2) 病気その他の理由により、統計調査に従事し難いと認められたとき。

(3) 登録後に、第2条に規定する資格要件を満たしていないことが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、本人に通知するものとする。

(研修の実施等)

第5条 知事は、統計調査の実施に関する情報その他の資料を配布するとともに、原則として、毎年、長崎県登録調査員研修会を実施する。

(統計調査員の選任)

第6条 知事は、統計調査において、原則として、登録者の中から統計調査員の候補者を選任するものとする。

2 知事は、登録者のみでは統計調査員の確保が困難な場合は、市町等を通じて、必要な統計調査員の確保に務めるものとする。

3 知事は、登録者を統計調査員として、市長、又は町長の希望に応じて推薦する。

4 知事は、第1項の規定により登録者を選任、又は第3条の規定により推薦しようとするときは、あらかじめ登録者本人の同意を得なければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。